# 

法人税法・所得税法・相続税法・消費税法をそろえた 充実のコンテンツラインナップ

## 会社税務釈義 Digital

法人税法に関わる全ての事項について、理論的かつ実務的に解説

## 会社税務事例 Digital

実務上判断に迷う2,000あまりの事例を精選して掲載

## 法人税関係通達総覧 Digital

法人税に関する主要な通達をコンメンタール形式で詳細に解説

## コンメンタール X 所得税務釈義 Digital

実務から法令解釈まで所得税の全てを解説

## コンメンタール相続税法 Digital

条文解釈の正確性を追求した、相続税法の逐条解説

## コンメンタール消費税法 Digital

条文解釈の正確性を追求した、消費税法の逐条解説

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

## TEL 0120-203-694 / FAX 0120-302-640

# 

# コンメンタール消費税法 Digital

https://www.zeikaikeidb.com/

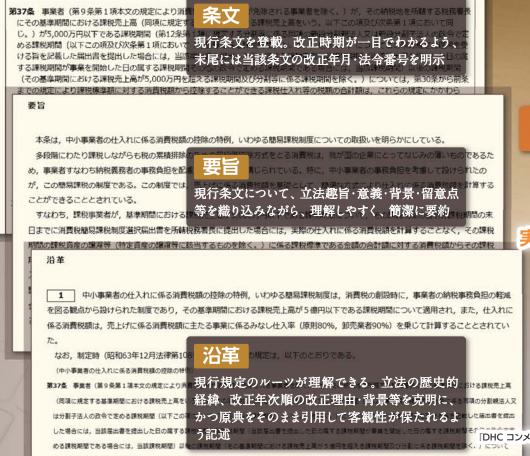


# ~条文解釈の正確性を追求したコンメンタール~

# 実務に使えるプロのための消費税法データベース

消費税法と租税特別措置法(消費税法の特例)に加え

消費税法改正附則についても、要旨 沿革 注釈 の順に逐条で詳解



法第37条 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例

## 条文解釈のその先へ

制度の本質をつかむ!!

判断に確信がもてる!!

税務調査にも対応できる!!

現行制度が理解できるから・・・

実務に迷う点にも言及し

重要な資料や事例研究も豊富に登載されているから・



「DHC コンメンタール 消費税法」全4巻 監修/武田昌輔 発刊年月日/1989年10月1日

#### 3 みなし仕入率

簡易課税制度は、実際の仕入れに係る消費税額を計算することなく、その課税期間の課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計 額に対する消費税額からその課税期間の売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の60%相当額(卸売業そ の他の政令で定める事業を営む事業者にあっては、政令で定める事業を関して計算した金額の及びその課税期間の特定課税仕入れに対する消

費税額からその課税期間の特定課税仕入れに係る対価の返還等の金 なして控除できるというものであるが、今第57条では、このみな

### 第一線の実務家や立法担当経験者が、多角的な

◆第57条 次項及び第3項に定めるもののほか,法第37条第1页 視点で各規定を条項ごとに詳細に解説 業は、次の各号に掲げる事業とし、同項第1号に規定する政令 各条文に関連する施行令・施行規則はもとより、基
のに当該各号に定める率とする。

- 第一種事業 100分の90第二種事業 100分の80
- 三 第三種事業 100分の70 四 第五種事業 100分の50
- 五 第六種事業 100分の40 5 前名項において みなし仕入場
- 前各項において 一 第一種事業 ! 二 第二種事業 ! 三 第三種事業 !

類する料金を対

口 林葉

- [事 例] 2種類以上の事業を営む事業者が簡易課税制度を適用する場合のみなし仕入率はどのようになりますか。
   [回 答] 原則として、それぞれの事業に係る課税売上高を区分し、それぞれの事業に係るみなし仕入率を適用する。
   ただし、次の場合には、それぞれ次に掲げるみなし仕入率を適用することができる。
  - (1) 2種類以上の事業を営む事業者で、1種類の事業の売上げが全体の100分の75以上を占める事業者については、当該100分の75以上を占める事業者のかなし仕入事を全事業の売上げに対して適用することができる。

本通達や参考法令、告示を引用し、解説

#### プラカカスタイヤで助答の事業収分

- [事 例] 自動車のタイヤ交換やオイル交換等については、次 タイヤ交換、オイル交換等に係る売上げの事業区分はど
- ① 自動車整備業者 ② 自動車販売業者
- ③ カー用品販売業者
- ◎ ガソリンスタンド

[2] 答] タイヤやオイル等の交換の場合のように、故障、選託、老朽化した部分品等を交換する取引、又は性能アップ等を図るため、 部分品等を交換する取引は、これらの部分品等の販売を前提として国際部分品等の単位を制的替える事能にあるまってあり、当

#### 第2 事業の担要

- 1 本件は、消費税関係請款制度選択協当を提出していた活定訴人が、自己の輩む協科技工業(本件事業)が消費税法施行令57条5 第3 号に定める第三機事 (制造業) に該当し、みなし仕入事が100分の7であるとして、消費税及以地方消費稅(消費稅等)の中去をしたところ、控訴人から被控訴人の事業は将導に定める第三機事業(サービス業)に該当し、みなし仕入事は100分の50であるとして、消費稅等の各更正処分及び途少申告結算稅の各額請決定を受けたことから必要が必要される。とお名が40分割は、必要のの要素があるま。
- 原書は、本作事業は消費税益施行会57条5項3 等へ所定の「額金集」に当たると終するのが相当であり。同項4等ル所定の「サービス集」であるとは認めら いたは、本本書車付援工事業事であることを経

### 

121 請求人が第一種事業として主張する廃油回収販売業が 18. 1. 1~平20. 12. 31の各課税期間の消費税及び地方が 55.

判断の裏付けとなる判決・裁決を確認することで、 法的解釈が確固たるものに!

肖曹税法では、コンメンタールシリーズで唯

「事例研究」を豊富に登載し、個別具体的な取扱

連求人は、廣畠の西収市館 (有償、無償及び処分料を受保の前) にとらわれず、時 (原油) の流れを重要項して事業区分を判断すべきであり、回収した東治をそのま 状態で販売していることから、当該廃油を事業者に販売する本件事業は販売業に該当する給主選する。

しかしながら、端末人の先上げに任命取引の非常に応じて事業団分を明然すると、半年事業のうち、処分料を抱して表言を収集する限引設け無法の収集・連携業務 取引は、消費を活出行金第57条4中小事業等の仕入れに任る消費技能の政策の特別・第5項に規定する第五度事業に、無質又は処分料を抱して収集した第3を記念する は、同事に規定する第四世事業に終出する。

- 参领委交易>

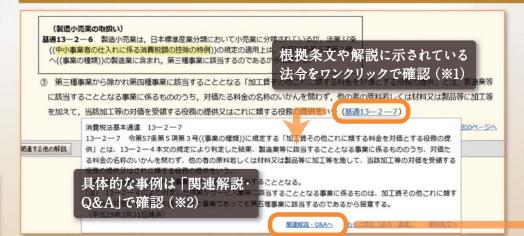
## コンテンツを活かすデータベース版ならではの多彩な機能

#### 検索機能 フリーワード検索 検索候補が表示される キーワードサジェスト機能 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例 ▶ 検索オプション 最新版 | 現行制度(前年度廃止制度を含む)※前年度より前の廃止制度を除く 条文索引検索 4 1 2 3 4 コンメンタール消費税法 平成28年 ■ 条文索引 (消費稅法関係) 消費稅法編/消費稅法財則/平成6年法律第109号改正法財則第17条 中/ 图条文索引 (措置法関係) ■条文索引 (その他法令) 平成6年法律第109号改正法財則第17条 中小事業者の仕入れに係る消費税 37条第1項(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)の規定は、 **金**条文索引(通達等) 開始した課税期間については、なお従前の例による。2 適用日前に提出さ 事例研究索引 税法第37条第1項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。 その他多様な検索機 图 凡例·著者一臂 ■参考資料等 能で、知りたい情報に 法第37条 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例 コンメンタール消費税法 平成28年 素早くアクセスできる!! 消費税法編/第3章 税額控除等/法第37条 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特 法第37条 中小事業者の什入れに係る消費税額の持餘の特例 第37条 事業者 (第9条第1項本文の

### 根拠法令(法令バルーン表示)

### リンク機能

### 関連解説・Q&A



建設業者が建築工事を請負い,他の事業者に一括下請させた場合(丸投げ),その建設業者が 行う資産の譲渡等の事業区分はどうなりますか。

#### Α

建設業者が請け負った工事を自ら行わないで、すべて下請業者に 行わせる場合(工事の丸投げ)の建設業の元請も第三種事業に該当 します。ただし、仲介料(口銭)のみを受領することとしているも

逐条解説と具体的な事例解説で、 制度理解が深まり、実務上の対応 ※がイメージできる!!

